別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. 目的

この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (2)「個別届出自動車」とは、4. (1) 又は (3) の自動車をいう。
- (3)「代表届出自動車」とは、4. (2) 又は (4) の自動車をいう。 なお、附則 2 の 3.2. (2) 後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。
- (4)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。
- (5)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。
- (6)「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。 なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

- ① 指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車附則1 当日提出書面の審査(事前届出対象自動車以外の自動車)
- ② 事前届出対象自動車のうち、4. (1) 又は (2) の自動車 附則 2 事前提出書面の審査(技術基準等の審査を要する自動車)
- ③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) 又は(4) の自動車
 - 附則 3 事前提出書面の審査(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車 (用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動 車から大型特殊自動車に変更する自動車)
- 事前届出対象自動車のうち、4. (5)の自動車附則4 事前提出書面の審査(特定の被牽引自動車)

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)

新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

- ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載する場合
- ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更する場合

- ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-65から 6-95までに掲げるものについて、自動車 製作者が発行した技術基準等適合証明書(第 4 号様式)又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器 等の取付装置の技術基準適合宣言書(第 6-1 号様式)が提出された場合
- ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。)であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載する場合
- ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる 改造自動車の場合
- ⑦ 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載する場合
- ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2(2)①から ⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書(第6-4 号様式)及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合
- ⑨ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合

(9) 構造·翠 保安基準	を置の変更等が法第審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及 び協定規則)		3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車
第4条の2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示 別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準	0	0
第8条 原動機及び 動力伝達装 置	6-9、7-9 原動機及び動 力伝達装置	細目告示 別添 95	自動車の走行性能の技術基準 (原動機の出力が小さくなる変更又 は車両総重量の許容限度が大きくな る変更があるものに限る。)	0	0
		細目告示 別添 96	連結車両の走行性能の技術基準	0	0
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示 別添1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技 術基準	0	0
第9条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規 則	0	0
第11条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示 別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	0	0
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時 の乗員保護に係る協定規則	0	0
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則	0	0
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	細目告示 別添8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	0	_
		細目告示 別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	0	Δ
		UN R161	施錠装置に係る協定規則	0	Δ
	6-14 O 2, 7-14 O 2	細目告示 別添 9	イモビライザの技術基準	0	0
	イモビライザ	UN R162	イモビライザに係る協定規則	0	0
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バス	細目告示 別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術 基準	0	0
	の制動装置	細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技 術基準	0	0
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装 置に係る協定規則	0	0

	6-16、7-16	技術基準	乗用車の制動装置の技術基準		
	6-16、7-16 乗用車の制動	投州 基 毕	米用単の制動装置の技術基準	0	\circ
	米用単の制動	囲 E 別 係 7 の 2		0	O
	表 旦		ポロナの制料 サ田の井体 サ 郷		
		技術基準	乗用車の制動装置の技術基準		
		通達別添		0	0
		7			
		細目告示	乗用車の制動装置の技術基準	0	0
		別添 12)	0
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則	0	0
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協)	
			定規則	0	0
		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則	0	0
	6-17、7-17	細目告示	二輪車の制動装置の技術基準		
	二輪車の制動	別添 13		0	_
	装置	UN R78	 二輪自動車等の制動装置に係る協定		
	次臣	ON KIO	規則	0	_
	C 10 7 10	∞ □ ⊬ 二	1,12,11		
	6-18、7-18	細目告示	制動液漏れ警報装置の技術基準		
	大型特殊自動	別添 14		0	\circ
	車等の制動装				
	置				
	6-19、7-19	細目告示	トレーラの制動装置の技術基準	0	\circ
	被牽引自動車	別添 15		0	
	の制動装置	細目告示	アンチロックブレーキシステムの技	0	0
		別添 11	術基準	O	O
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装	0	
			置に係る協定規則	0	0
	6-20, 7-20	細目告示	衝突被害軽減制動制御装置の技術基	_	
	衝突被害軽減	別添 113	進	0	0
	制動制御装置	UN R131	トラック及びバスの衝突被害軽減制		
	11.754 11.754	011 11201	動制御装置に係る協定規則	0	\circ
		UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装		
		ON K152	置に係る協定規則	0	\circ
// 10 /Z	6.01.7.01	如口仕二			
第13条	6-21、7-21	細目告示	連結車両の制動作動おくれ防止の技	0	\circ
連結車両の	牽引自動車及	別添 93	術基準		
制動装置	び被牽引自動	UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装	0	\circ
	車の制動装置		置に係る協定規則		
第 15 条	6-23、7-23	細目告示	乗用車用プラスチック製燃料タンク	0	0
燃料装置	燃料装置	別添 16	の技術基準	<u> </u>	
		細目告示	衝突時等における燃料漏れ防止の技	0	0
		別添 17	術基準	<u> </u>	
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則	0	0
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に		
			係る協定規則	0	0
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に	_	_
			係る協定規則	0	0
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規		
		011 KJU	関 関 関 関 関 関 対 対 対 対 対 対 対 対	0	\circ
		IIN D19E	ポールとの側面衝突時の乗員保護に		
		UN R135		0	\circ
## 15 P	0.05.7.05	√m □ 4- □	係る協定規則		
第 17 条	6-25、7-25	細目告示	自動車燃料ガス容器取付部の技術基	0	Δ

高圧ガス燃料装置	Δ
別添 19	_
UN R110 圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天 然ガス燃料自動車に係る協定規則 細目告示 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の	\cap
然ガス燃料自動車に係る協定規則 細目告示 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の	()
	\circ
別添 100 燃料装置の技術基準	
	0
細目告示 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動	
別添 118 車及び側車付二輪自動車の燃料装置 ○	0
の技術基準	
細目告示 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の	
別添 131 ガス容器及びガス容器附属品の技術 ○	0
基準	
細目告示 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の	
別添 132 ガス容器及びガス容器附属品の技術 ○	\circ
基準	
細目告示 液化天然ガスを燃料とする自動車の	
別添 133 ガス容器及びガス容器附属品の技術 ○	0
基準	
細目告示 衝突時等における燃料漏れ防止の技	
別添 17	0
GTR13 水素及び燃料電池自動車に関する世 (
	0
UN R134 圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定	
規則	0
UN R135 ポールとの側面衝突時の乗員保護に	
係る協定規則	0
第17条の2 6-26、7-26 細目告示 電気自動車及び電気式ハイブリッド	
電気装置 電気装置 別添 110 自動車の高電圧からの乗車人員の保 ○	\triangle
護に関する技術基準	
細目告示 燃料電池自動車の高電圧からの乗車	
別添 101 人員の保護に関する技術基準	0
細目告示 電気自動車、電気式ハイブリッド自動	_
別添 111 車及び燃料電池自動車の衝突後の高	
電圧からの乗車人員の保護に関する	0
技術基準	
UN R100 バッテリー式電気自動車に係る協定	
規則	0
UN R12 かじ取装置のフルラップ前面衝突時	
の乗員保護に係る協定規則	0
UN R94 オフセット前面衝突時の乗員保護に	
係る協定規則	0
UN R95 側面衝突時の乗員保護に係る協定規	0
則	
UN R136 バッテリー式電気二輪自動車に係る	_
協定規則	_
UN R137 フルラップ前面衝突時の乗員保護に	
係る協定規則	0
UN R153 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に	
係る協定規則	0

	6-27、7-27	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係		
	サイバーセキ		る協定規則	0	Δ
	ュリティシス	UN R156	プログラム等改変システムに係る協		
	テム及びプロ		定規則	_	
	グラム等改変		, = , , , , ,	0	Δ
	システム				
第 18 条	6-29 、 6-30 、	細目告示	前面衝突時の乗員保護の技術基準		
車枠及び車	6-31 、 6-32 、	別添 23		0	0
体	7-29 、 7-30 、	UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準	0	0
	7-31、7-32	細目告示	オフセット衝突時の乗員保護の技術		0
	衝突時の車枠	別添 104	基準	0	0
	及び車体の乗	UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に	0	0
	員保護性能		係る協定規則	0	0
		細目告示	側面衝突時の乗員保護装置の技術基	0	
		別添 24	準	0	0
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規		0
			則	0	0
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に		
			係る協定規則	0	0
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に		0
			係る協定規則	0	0
	6-33、7-33	細目告示	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	0	0
	車枠及び車体	別添 99		0	0
	の歩行者保護	UN R127	歩行者保護に係る協定規則		0
	性能			0	0
	6-34、7-34	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る		
	転覆時の車枠		協定規則	_	
	及び車体の乗			0	Δ
	員保護性能				
第18条の2	6-37、7-37	技術基準	突入防止装置の技術基準		
巻込防止装	突入防止装置	通達別添), Waster King-	0	0
置等	人人人以上水區	19		O	O
		細目告示	突入防止装置の技術基準		
		別添 25	70 10 mag = 10 mar	0	0
		細目告示	突入防止装置取付装置の技術基準		
	1			\circ	\circ
		別添 26			
		別添 26 UN R58	突入防止装置に係る協定規則		
			突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動		
				0	0
			(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b)		0
	6-38、7-38		(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動	0	
	6-38、7-38 前部潜り込み	UN R58	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)		0
		UN R58 細目告示	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)	0	0
	前部潜り込み	UN R58 細目告示 別添 107	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準	0	
第 20 条	前部潜り込み	UN R58 細目告示 別添 107 細目告示	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準 前部潜り込み防止装置取付装置の技	0	0
	前部潜り込み 防止装置	UN R58 細目告示 別添 107 細目告示 別添 108	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準 前部潜り込み防止装置取付装置の技 術基準	0	0
第 20 条 乗車装置	前部潜り込み 防止装置 6-40、7-40	UN R58 細目告示 別添 107 細目告示 別添 108 細目告示	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準 前部潜り込み防止装置取付装置の技 術基準 インストルメントパネルの衝撃吸収	0 0	0
	前部潜り込み 防止装置 6-40、7-40	UN R58 細目告示 別添 107 細目告示 別添 108 細月 108 細月 108	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準 前部潜り込み防止装置取付装置の技 術基準 インストルメントパネルの衝撃吸収 の技術基準	0	0
	前部潜り込み 防止装置 6-40、7-40	UN R58 細目告示 別添 107 細目告示 別添 108 細目告示 別添 108 細目告示 別添 目告示	(本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動 車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。) 前部潜り込み防止装置の技術基準 前部潜り込み防止装置取付装置の技 術基準 インストルメントパネルの衝撃吸収 の技術基準	0 0	0

the oo to	0 10 5 10	LL 415 ++ 345	艺克·J 2000 克·耳 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /		
第 22 条	6-42、7-42	技術基準	座席及び座席取付装置の技術基準		
座席	座席	通達別添		0	0
		22			
		技術基準	シートバック後面の衝撃吸収の技術		
		通達別添	基準	0	0
		23			
		細目告示	座席及び座席取付装置の技術基準		
		別添 30		0	0
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規		
		ON KII	則	0	0
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る		
		UN NOU		0	\circ
tt oo ta oo	0.44 5.44	/m □ # →	協定規則		
第22条の3	6-44、7-44	細目告示	座席ベルト取付装置の技術基準	0	0
座席ベルト	座席ベルト等	別添 31			
等		細目告示	座席ベルトの技術基準	0	0
		別添 32)
		細目告示	運転者席の座席ベルトの非装着時警		
		別添 33	報装置の技術基準	0	0
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	0	0
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則	0	0
第 22 条の 4	6-46、7-46	技術基準	頭部後傾抑止装置の技術基準		
頭部後傾抑	頭部後傾抑止	通達別添	次师及[5][P	0	0
止装置等	装置	27			0
止 衣巨寸			商並然傾仰し壮罘の社後甘淮		
		細目告示	頭部後傾抑止装置の技術基準	0	0
tota a a tra		別添 34			
第22条の5	6-47、7-47	細目告示	年少者用補助乗車装置の技術基準	0	0
年少者用補	年少者用補助	別添 35			
助乗車装置	乗車装置等	UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規	0	0
等			則)
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る	0	0
			協定規則		0
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	0	0
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る	_	_
			協定規則	0	0
第 25 条	6-50, 7-50	技術基準	とびらの開放防止の技術基準		
乗降口	乗降口	通達別添		0	0
ZISLED	2181.1	29の2			
		細目告示	とびらの開放防止の技術基準		
		別添 36	こりらり両級例正が及所を生	0	0
			トラニュエロが、、ハン・ケットの中の		
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規	0	0
holes or - br		/m = 1	則		
第 29 条	6-54、7-54	細目告示	窓ガラスの技術基準	0	0
窓ガラス	窓ガラス	別添 37			
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則	0	0
第 32 条	6-65、7-65	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	^
前照灯等	走行用前照灯	別添 52	取付装置の技術基準		Δ
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	_	
			協定規則	0	_
	l	L			

		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	0	Δ
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	0	Δ
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	0	Δ
	6-66、7-66	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	^
	すれ違い用前	別添 52	取付装置の技術基準	0	Δ
	照灯	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	0	
			協定規則)	
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	0	Δ
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	0	\triangle
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	0	\triangle
	6-67、7-67	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	\triangle
	配光可変型前	別添 52	取付装置の技術基準)	\triangle
	照灯	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則	0	Δ
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	0	_
	6-68、7-68	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
	前照灯照射方	別添 52	取付装置の技術基準	0	
	向調節装置	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
	6-69、7-69	細目告示	前照灯洗浄器の技術基準	0	Δ
	前照灯洗浄器	別添 55			
		細目告示	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付	0	Δ
		別添 56	装置の技術基準		
第 33 条	6-70、7-70	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
前部霧灯	前部霧灯	別添 52	取付装置の技術基準		
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	0	_
	6-71、7-71	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
) 前部霧灯照射	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
	方向調節装置				
第33条の2	6-72、7-72	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
側方照射灯	側方照射灯	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
第33条の3	6-73、7-73	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
低速走行時	低速走行時側	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
側方照射灯	方照射灯				
第 34 条	6-74、7-74	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	
車幅灯	車幅灯	別添 52	取付装置の技術基準	O	
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準)	
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	0	_
			協定規則		
第34条の2	6-75、7-75	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
前部上側端	前部上側端灯	別添 52	取付装置の技術基準		
灯		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	-	

然 04 冬 0 0	6 76 7 76	<i>4</i> m □ # =:	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		
第34条の3	6-76、7-76	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	\circ	_
昼間走行灯	昼間走行灯	別添 52	取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	0	_
第 35 条	6-77、7-77	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
前部反射器	前部反射器	別添 52	取付装置の技術基準	0	
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
第 35 条の 2	6-78、7-78	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
側方灯及び	側方灯	別添 52	取付装置の技術基準		
側方反射器		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
	6-79、7-79	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
	側方反射器	別添 52	取付装置の技術基準		
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	0	_
			協定規則		
第 36 条	6-80、7-80	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
番号灯	番号灯	別添 52	取付装置の技術基準		
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	0	_
			協定規則		
第 37 条	6-81、7-81	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	0	_
尾灯	尾灯	別添 52	取付装置の技術基準		
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	0	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	\circ	_
5 07.200	6.00.7.00	6m 口 仕 二	協定規則		
第37条の2	6-82、7-82	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の	\circ	_
後部霧灯	後部霧灯	別添 52	取付装置の技術基準		
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	\circ	_
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準		
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	\circ	_
生 27 夕 の 2	6.02.7.02	勿口出 二	協定規則		
第37条の3 駐車灯	6-83、7-83 駐車灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	\circ	_
为工·中·人]		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53		\bigcirc	_
第37条の4	6-84、7-84	細目告示	びに指示装置の取付装置の技術基準 「大器及び反射器並びに指示装置の		
第37条の4後部上側端	6-84、7-84 後部上側端灯	別添 52	りた一般の 取付装置の技術基準	\circ	_
发	以中上、例如人	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
V,1		別添 53	一輪自動車等の対人品及び反射品並 びに指示装置の取付装置の技術基準	\circ	_
第 38 条	6-85、7-85	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
後部反射器	後部反射器	別添 52	取付装置の技術基準	\circ	_
区中/人/11年	以中区人/11年	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	\circ	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る		
		51, R00	協定規則	\circ	_
			PW4 / / 9 H / N 4]

第38条の2	6-86、7-86	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
大型後部反	大型後部反射	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
射器	器	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
第38条の3	6-87、7-87	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
再帰反射材	再帰反射材	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
第 39 条	6-88、7-88	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
制動灯	制動灯	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並	_	
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る		
			協定規則	0	_
第39条の2	6-89、7-89	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
補助制動灯	補助制動灯	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る		
			協定規則	0	_
第 40 条	6-90、7-90	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
後退灯	後退灯	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
第 41 条	6-91、7-91	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
方向指示器	方向指示器	別添 52	 取付装置の技術基準	0	_
		細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る		
			協定規則	0	_
第41条の2	6-92、7-92	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
補助方向指	補助方向指示	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
示器	器	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	O	_
第41条の3	6-93、7-93	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
非常点滅表	非常点滅表示	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
示灯	灯	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	_
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る		
			協定規則	0	_
第 41 条の 4	6-94、7-94	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
緊急制動表	緊急制動表示	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
示灯	灯	細目告示	二輪自動車等の灯火器及び反射器並		
		別添 53	びに指示装置の取付装置の技術基準	0	
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る	0	
			協定規則		
第41条の5	6-95、7-95	細目告示	灯火器及び反射器並びに指示装置の		
後面衝突警	後面衝突警告	別添 52	取付装置の技術基準	0	_
告表示灯	表示灯				
第 43 条	6-97、7-97	細目告示	警音器の警報音発生装置の技術基準		
警音器	警音器	別添 74		0	
		細目告示	警音器の技術基準	0	

		別添 75			
		UN R28	警音器に係る協定規則	0	
第 43 条の 5	6-101、7-101	細目告示	盗難発生警報装置の技術基準	_	
盗難発生警	盗難発生警報	別添 78		0	0
報装置	装置	UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則	0	0
第 43 条の 6	6-102、7-102	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則		
車線逸脱警	■ ・ 車線逸脱警報			0	0
報装置	装置				
第43条の7	6-103, 7-103	UN R138	静音性車両に係る協定規則		
車両接近警	車両接近警報			0	\triangle
報装置	装置				
第43条の8	6-104, 7-104	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規		
事故自動緊	事故自動緊急		則	0	0
急通報装置	通報装置				
第43条の9	6-105, 7-105	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則		
側方衝突警	側方衝突警報		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	0
報装置	装置			_	
第 43 条の	6-105 O 2	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則		
10	7-105 の 2				
車両後退通	車両後退通報			0	\circ
報装置	装置				
第44条	6-106、7-106	細目告示	衝撃緩和式後写鏡の技術基準		
後写鏡等	後写鏡	別添 79	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	0	\triangle
W 3 30 17		細目告示	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準		
		別添 80	十五门队 3 3 3 7 因 7 版 16 7 及 11 五 十	0	0
		UN R46	間接視界に係る協定規則	0	0
	6-107、7-107	UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則	Ü	
	直前及び側方	011 11200	EIN	0	\triangle
	の視界			Ü	_
第44条の2	6-108, 7-108	UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定	_	
後退時車両	後退時車両直		規則	0	0
直後確認装	後確認装置	細目告示	後方視界看視装置の技術基準	_	
置		別添 129		0	Δ
		細目告示	後方視界看視装置取付装置等の技術	_	
		別添 130	基準	0	Δ
第 45 条	6-109, 7-109	細目告示	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射	_	
窓ふき器等	窓ふき器等	別添 84	装置の技術基準	0	Δ
		細目告示	デフロスタの技術基準		
		別添 86		0	Δ
		細目告示	バス及びトラックの洗浄液噴射装置		
		別添 85	の技術基準	0	Δ
第 46 条	6-110、7-110	細目告示	速度計の技術基準	_	
速度計等	速度計等	別添 88		0	Δ
• • •		UN R39	速度計に係る協定規則	0	Δ
		UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規	0	Δ
第46条の2	6-110 Ø 2,			-	
第 46 条の 2 事故情報計	$6-110 \mathcal{O} 2$, $7-110 \mathcal{O} 2$		則		
			則		
事故情報計	7-110 の 2		則		
事故情報計 測・記録装	7-110の2 事故情報計	細目告示	則 運行記録計の技術基準	0	Δ

第48条の3	6-115、7-115	細目告示	速度表示装置の技術基準		
速度表示装	速度表示装置	別添 90		0	\triangle
置					

- 注 1:「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、 上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。
- 注2:○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合に は省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。
- (2) 技術基準等の審査を要する自動車(代表届出自動車)
 - (1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。
- (3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。)並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車(個別届出自動車)

次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)			
第4条の2	7-5	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準		
軸重等	軸重等				

- ② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等 ((1)の表に掲げるもの。) の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)。
 - ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更((ア) から(カ) の別)
 - (ア) 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - (イ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t 以下の乗用自動車
 - (ウ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t を超える乗用自動車
 - (エ) 車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車
 - (t) 車両総重量が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車
 - (カ) 車両総重量が 12.0t を超える貨物自動車
 - イ 乗車定員の変更(11人以上、10人の別)
 - ウ 自動車の種別の変更(普通、小型、軽の別)
- ③ 小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による 予備検査を受けようとする自動車。((1)又は(2)に掲げるものを除く。)
- (4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。)並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車((代表民出自動車)
 - (3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。
- (5) 特定の被牽引自動車

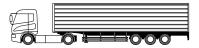
次の①又は②に掲げる被牽引自動車(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更が ないものを除く。)をいう。

ただし、本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。

① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

ア バン又はこれに類するもの(荷台の上方が開放されたものを除く。)

※車体の形状:バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状:タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



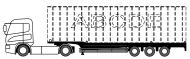
ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの(可動式のものを除く。)

※車体の形状:セミトレーラ等



エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状:コンテナセミトレーラ等



オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状:セミトレーラ等



カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの(積載する物品の落下を防止 するために十分な強度を有するものに限る。)

※車体の形状:セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



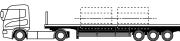
キ 荷台に固定式のスタンション(荷台の両側端に沿って備えられるスタンション(荷台の前端に沿って備えられるものを除く。)にあっては、脱着式のものであってもよい。)及び固縛金具を備えるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)

※車体の形状:セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27°以上であるもの (積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)

※車体の形状:セミトレーラ等



- ② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、 次のいずれかに該当するもの
 - ア 最遠軸距が 5m 未満であって、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの
 - イ 最遠軸距が 5m以上 7m未満であって、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの
 - ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であって、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの
 - エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であって、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの
 - オ 最遠軸距が 9.5m 以上であって、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
第1号様式 (その1及びその2)				
新規検査等届出書	O	0	0	0
第 2 号様式	0	0	0	
連結車両総重量及び牽引重量計算書)	O	
第 3 号様式	0	0	0	0
連結検討書	0	0	O	0
第 4 号様式	0	0	0	0
技術基準等適合証明書	0	0	O	0
第5号様式				
完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動	0	0	_	_
車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書				
第 6-1 号様式	※ 1	※ 1	※ 1	※ 1
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	76.1	76.1	7, 1	% 1
第 6-2 号様式	※ 1	※ 1	※ 1	※ 1
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	/•\ 1	/•\ 1	/•\ 1	/•\1
第 6-3 号様式	0	0	0	_
後退時車両直後確認装置の取付確認書			0	
第 6-4 号様式	0	0	0	_
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	0		0	
第7号様式	_	0	0	0
新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書			0	
第8号様式				
新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の	_	0	0	0
審査結果について				
第9号様式 (その1及びその2)				
新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の	_	0	_	_
審査結果について[代表届出自動車]				
第 10-1 号様式	_	0	\circ	_
自動車検査証の備考欄入力事項(トラクタ)				
第 10-2 号様式	_	0	_	0
自動車検査証の備考欄入力事項(トレーラ)				
第 10-3 号様式		_		
自動車検査証の備考欄入力事項(牽引自動車又は被牽引自	_	0	0	0
動車)				
別表第 1		_		
細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」	_	0	0	_
適合型式一覧表				

注1:欄中の○印は関係する書面を示し、一印は該当しないことを示す。

注2:※1は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた 状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自 動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印、それ以 外の場合には一印とする。

附則 1

当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)

1. 目的

この附則は、指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者、又は、本要領4.(3)に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)及び本要領4.(3)に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

2 D V	Dをいう。 		1	T
	区分	乗用	貨物	その他
新規検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))			0	0
自重	自動車を特定する書面		0	0
	諸元表又は車両諸元要目表		0	0
	「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記 様式	※ 1	% 1	% 1
	外観図		Δ	Δ
	重量分布計算に関する書面	Δ	Δ	Δ
	最大安定傾斜角度に関する書面		Δ	Δ
	最小回転半径に関する書面		Δ	Δ
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	_	Δ	_
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	※ 2	※ 2	※ 2
添	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	※ 3	※ 3	※ 3
付付	技術基準等への適合性を証する書面	\triangle	Δ	Δ
資	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※ 4	※ 4	※ 4
料料	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書		※ 5	※ 5
4-1	後退時車両直後確認装置の取付確認書		% 6	% 6
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※ 7	※ 7	※ 7
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	Δ	Δ	Δ
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の			
	変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国		\wedge	\wedge
	自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明す			
	る最大積載量及び許容限度に関する書面			
	連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式 一覧表」	_	Δ	Δ

改造自動車審査結果通知書等	Δ	Δ	Δ
ガス容器等再試験結果証明書	※ 8	※ 8	※ 8
その他書面	Δ	Δ	Δ

- 備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。
 - (2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。
 - (3) ※1 は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
 - (4) ※2 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は○印とする。
 - (5) ※3 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は一印とする。
 - (6) ※4 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火 器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。

(7) ※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。

この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準 等適合宣言書の提出をもって代えることができる。

- (8) ※6 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置(カメラ及び画像表示装置に限る。)の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は〇印(技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (9) ※7 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印(技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (10) ※8 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車 を除く。) にあっては○印、その他の自動車にあっては一印とする。
- (11) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更したもの(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (12) 完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書(第1号様式(その2))及び添付資料を省略することができる。
- (13) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
- (14) 次に掲げる自動車にあっては、本表における添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面及び施行規則第36条第6項に規定する書面以外のものを省略することができる。
 - ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車
 - ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車

- (15) 本要領 4. (3) に定める自動車であって次に掲げるものにあっては、本表における添付資料を省略することができる。
 - ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車
 - ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
- (16) 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨を記載したものにあっては、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (17) 添付資料の詳細は、4. に規定する。

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に新規検査等の際に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車であって同日中に受検するものについては、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))・・・1部
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))・・・・車台番号毎
- ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
- ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))

- (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に〇印が付されていること。
- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。
- (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの
- ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの
- ③ 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等に類別区分番号が記載又は記録されていないもの。
- (4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、 構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の 一部を変更したものを含む。)であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以 内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適 合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。

(活用期限の例)

- ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日
- ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日
- (5)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (6)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の()内に〇印、未実施の場合は×印が付されていること。
- (7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの()内に○ 印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3 (「共通構造部 (多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出をもって代えることができる。この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする

なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

- ① 型式指定自動車及び新型届出自動車
 - 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置
- ② 多仕様自動車
 - 共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置
- ③ 輸入自動車特別取扱自動車
 - 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元 要目表に記載する構造・装置
- (記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し
- (8)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置 に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの()内に○印が付されていること。
- (9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
 - ① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。
 - ② 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。
 - ③ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。
 - ④ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
 - ⑤ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
 - ⑥ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする 自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、 その旨が記載されていること。
 - ① 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、

その旨が記載されていること。

- ⑧ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- ⑨ アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- (10)「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの () 内に○印が付されていること。

また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。

(11) (4) から (10) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる

4.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

- ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」
- ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」
- ③ 被牽引自動車(ポール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」
- ④ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内 法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
- (2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。
- (3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
- (4)「最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれ かが記載されていること。
- (6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。
- (7) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

4.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等が提示されていること。

4.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表

(2) 多仕様自動車

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。

(3) 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

4.5. 「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

4.6. 外観図

外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

- (1) 乗用自動車
- (2) 乗合自動車(重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。)

- (3) 貨物自動車(キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業 用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備 する自動車を除く。)
- (4) 特種用途自動車(冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。)
- (5) 二輪自動車
- (6) 側車付二輪自動車

4.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2 軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床 面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造(軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除 く。) 等を行ったもの

4.8. 連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.9. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)

騒音試験の結果を表す書面等が提示されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の()内に〇印が付されているもの

4.10. 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ① 完成検査終了証
 - ② 排出ガス検査終了証
 - ③ 排出ガス試験の結果を表す書面
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。
 - ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上 の等価慣性重量の自動車が確認できる書面
 - イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・ 装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの
 - ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認 書(第5号様式)
 - ② 平成30年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に7-58-1(2)③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の 車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを 確認できる書面
 - イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの
 - ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認

書(第5号様式)

4.11. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第4号様式)
- (2) 本則 4-12-1 (1) に規定する書面

4.12. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている 原本であること

この場合において、第1号様式(その2)の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。

4.13. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書(第6-2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

4.14. 後退時車両直後確認装置の取付確認書(第6-3号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.15. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第6-4号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.16. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合(冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。)
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合
- (2) 使用者の事業等に関する書面

予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時 抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備検査を除 く。)の場合

- 4.17. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号) に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許 容限度に関する書面
- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
- 4.18. 連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.19. 改造自動車審査結果通知書等

改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の原本が提示されていること。

4.20. ガス容器等再試験結果証明書(審査事務規程様式16)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.21. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (2) 特段の必要がない場合には省略することができる。

5. 現車審査

(1) 現車審査は、提出された届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示 別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車 の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のい ずれかにより取扱うものとする。

- ① 多仕様自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、附則2を適用し第6-2号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。
- ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第 6-2 号様式の提出を求めるものとする。
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第 6-2 号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求める ものとする。
- (2) 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面(PDFファイル)の内容との同一性を確認するものとする。

6. 届出書等の保存期間

新規検査等が終了した自動車の届出書等は、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

附則 2

事前提出書面の審査(技術基準等の審査を要する自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車(本要領 4. (1) 又は (2) の自動車に限る。)の新規検査又は予備検査(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

77 %	^^,	-		1
	区分	乗用	貨物	その他
新規	検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))	0	0	0
自動車を特定する書面		0	0	0
	諸元表又は車両諸元要目表		0	0
	「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記 様式	% 1	※ 1	※ 1
	外観図	Δ	Δ	Δ
	重量分布計算に関する書面	Δ	Δ	Δ
	最大安定傾斜角度に関する書面	Δ	Δ	Δ
	最小回転半径に関する書面	Δ	Δ	Δ
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	_	Δ	_
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	※ 2	※ 2	※ 2
	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	※ 3	※ 3	※ 3
添	技術基準等への適合性を証する書面	0	0	0
你付	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※ 4	※ 4	※ 4
資	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※ 5	※ 5	※ 5
料料	後退時車両直後確認装置の取付確認書		※ 6	※ 6
41	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※ 7	※ 7	※ 7
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	Δ	Δ	\triangle
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面		Δ	Δ
	連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式 一覧表」	_	Δ	Δ
	改造自動車審査結果通知書等	Δ	Δ	Δ
	ガス容器等再試験結果証明書	※ 8	% 8	※ 8

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。

- (2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。
- (3) ※1 は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
- (4) ※2 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は〇印とする。
- (5) ※3 は、内燃機関を原動機とする自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
- (6) ※4 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

- (7) ※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (8) ※6 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置(カメラ及び画像表示装置に限る。)の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は〇印(技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (9) ※7 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印(技術基準等適合証明書 が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (10) ※8 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。) にあっては○印、その他の自動車にあっては一印とする。
- (11) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更したもの(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のあるものを除く。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (12) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
- (13) 添付資料の詳細は、7. に規定する。

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))・・・1部
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))・・・・車台番号毎
- ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
- ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 代表届出自動車にあっては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。

この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書(第

1号様式(その1))の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。

「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車
- ② 技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一
- ③ 代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、「5燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ
- ④ 改造自動車審査結果通知書等を用いない自動車
- ⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表以外の添付書面に相違がないもの
- (3) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (4) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (5) (4) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、 到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。

なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。

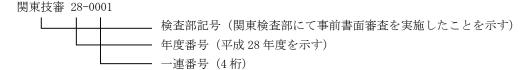
① 個別届出自動車

事務所等で定める一連番号とする。

② 代表届出自動車

検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号(4桁)を組み合わせたものとする。

(例) 関東検査部の場合



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (5) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、 受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第7号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

- (1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別 表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする
- (2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第11号様式)に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))

(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に〇印が付されていること。

ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。

- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長(代表届出自動車にあっては地方検査部の長)の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。
- (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの
- ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の 類別区分番号を記載するもの
- (4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の()内に○印、未実施の場合は×印が付されていること。
- (6)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの()内に○ 印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3 (「共通構造部 (多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出をもって代えることができる。この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置

② 多仕様自動車

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置。

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

- (記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し
- (7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置 に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの () 内に○印が付されていること。
- (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
 - ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。

(活用期限の例)

- ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日
- ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日
- ② 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。
- ③ 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。
- ④ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。
- ⑤ 本則 4-15(6)を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- ⑥ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が 記載されていること。
- ⑦ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- ⑧ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする 自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、 その旨が記載されていること。
- ① 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、

その旨が記載されていること。

- ⑩ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- ① アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- (9)「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの () 内に○印が付されていること。

また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。

(10) (4) から (9) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

- ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」
- ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」
- ③ 被牽引自動車(ポール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」
- ④ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内 法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
- (2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。
- (3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
- (4)「最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれ かが記載されていること。
- (6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。
- (7) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

7.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証又は輸入自動車特別取扱届出済書等の写し が添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該自動車が特定できない等の理由により当該書面が提出できないものにあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、自動車を特定する書面の添付を省略することができる。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表

(2) 多仕様自動車

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。

(3) 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

7.5. 「共通構造部 (多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

7.6. 外観図

外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

- (1) 乗用自動車
- (2) 乗合自動車 (重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。)
- (3) 貨物自動車(キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業 用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備 する自動車を除く。)
- (4) 特種用途自動車(冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。)
- (5) 二輪自動車
- (6) 側車付二輪自動車

7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に 関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2 軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造(軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。)等を行ったもの

7.8. 連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.9. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)

騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の()内に〇印が付されているもの
- ③ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載したもの

7.10. 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ① 完成検査終了証の写し
 - ② 排出ガス検査終了証の写し
 - ③ 排出ガス試験の結果を表す書面
 - ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。
 - ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上 の等価慣性重量の自動車が確認できる書面
 - イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・ 装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの
 - ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認 書(第5号様式)
 - ② 平成30年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に7-58-1(2)③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げ

るいずれかの書面が提示されていること。

- ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の 車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを 確認できる書面
- イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの
- ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認 書(第5号様式)
- (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合には、(1)及び(2)にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。

7.11. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第4号様式)
- (2) 本則 4-12-1 (1) に規定する書面
- (3) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。

(記載例) ・別表第1適用トラクタ

7.12. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている 原本であること

この場合において、第1号様式(その2)の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。

7.13. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書(第6-2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

7.14. 後退時車両直後確認装置の取付確認書(第6-3号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.15. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書(第 6-4 号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.16. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合(冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。)
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合
- (2) 使用者の事業等に関する書面
 - ① 予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による 一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備 検査を除く。)の場合
 - ② 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査(法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査を除く。)の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合

- 7.17. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許 容限度に関する書面
 - (1) 適切な書面が添付されていること。
 - (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
- 7.18. 連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.19. 改造自動車審査結果通知書等

改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

7.20. ガス容器等再試験結果証明書(審査事務規程様式 16)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。

7.21. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料(同別添第 5 号様式を除く。)の提出を求めるものとする。

この場合において、3.1.における添付資料と重複するものを省略することができる。

(3) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。

① 個別届出自動車

第8号様式、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

② 代表届出自動車

第 9 号様式(その 1 及びその 2)、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書(第1号様式(その1)) の写しを届出者に交付するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

(1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に

保管するものとする。

(2) 書面審査に要した届出書等の書面一式(第9号様式(その1)を除く。)を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

- ① 多仕様自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、第6-2号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。
- ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、改めて事前書面審査を実施するとともに、第6-2号様式の提出を求めるものとする。
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第6-2号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書(第7号様式)

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は 4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車(本要領 4. (3) 又は (4) の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げる ものをいう。

	区分	別添 2	別添 2	別添 2
		4. (3) ①	4. (3) ②	4. (3) ③
		の自動車	の自動車	の自動車
新規	 検査等届出書(第1号様式(その1及びその 2))	0	0	0
自重	自動車を特定する書面		0	0
	諸元表又は車両諸元要目表	0	Δ	0
	「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記	\•/1	\ ° /1	
	様式	※ 1	※ 1	_
	外観図	Δ	Δ	0
	重量分布計算に関する書面	Δ	Δ	0
	最大安定傾斜角度に関する書面	Δ	Δ	Δ
	最小回転半径に関する書面	Δ	Δ	Δ
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)	Δ	_	_
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	※ 2	Δ	Δ
	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	※ 2	※ 2	Δ
	技術基準等への適合性を証する書面	0	0	\triangle
添	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※ 3	※ 3	※ 3
付	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※ 4	※ 4	※ 4
資	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※ 5	※ 5	
料	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※ 6	% 6	l
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の			
	変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国	Δ	_	_
	自技第201号国自整第350号) に基づく、自動車製作者が証明す			
	る最大積載量及び許容限度に関する書面			
	連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書			
	中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式	Δ	_	_
	一覧表」			
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書 等	Δ	_	\triangle
	ガス容器等再試験結果証明書	※ 7	※ 7	_
	その他書面	Δ	Δ	Δ

- 備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
 - (2) ※1 は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
 - (3) ※2 は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の申請をする自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
 - (4) ※3 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

- (5) ※4 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (6) ※5 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置(カメラ及び画像表示装置に限る。)の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は〇印(技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (7) ※6 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印(技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
- (8) ※7 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。) にあっては〇印、その他の自動車にあっては一印とする。
- (9) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要 等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複 するものを省略することができる。
- (10) 添付資料の詳細は、7. に規定する。

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))・・・1部
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))・・・・車台番号毎
- ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
- ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 代表届出自動車にあっては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。
- (3) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (4) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (5) (4) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、 到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量

統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。

なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。

① 個別届出自動車

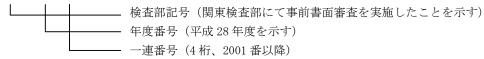
事務所等で定める一連番号とする。

② 代表届出自動車

検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号(4桁)を組み合わせたものとする。 この場合において、一連番号は2001番以降とする。

(例) 関東検査部の場合

関東技審 28-2001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (5) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、 受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第7号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第 11 号様式)に記録するもの とする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))

- (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。 ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。
- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。
- (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- ① 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
- ② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの
- ③ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の 類別区分番号を記載するもの
- ④ 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの
- (4)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの()内に〇 印が付されているとともに、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3 (「共通構造部 (多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出をもって代えることができる。この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

① 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置

② 多仕様自動車

共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置。

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

- (記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、 キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、前部霧灯 取外し、自動運行装置の取付・変更・取外し
- (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
 - ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基

準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。

(活用期限の例)

- ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日
- ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日
- ② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。
- ③ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が「その他」欄に記載されていること。
- (6) (4) 及び(5) の記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

- ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」
- ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」
- ③ 被牽引自動車(ポール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」
- ④ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
- (2)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。
- (3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
- (4)「最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。

ただし、7.3. に規定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものにあっては、これを省略することができる。

(7) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

7.3. 自動車を特定する書面

自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。

なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの(国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。)が添付されていること。

ただし、本要領 4. (3) ③の自動車にあっては、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書の写しでもよい。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表

(2) 多仕様自動車

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。

(3) 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

7.5. 「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

7.6. 外観図

外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車以外の自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

7.7. 重量分布計算に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。

7.8. 最大安定傾斜角度に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2 軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造(軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。)等を行ったもの
- (3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載したものであって、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの
- (4) 車体の形状がバン (運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。) であって高さが 2.0m 以下のもの
- (5) 車両総重量が 3.5t 以下、かつ、高さが 2.0m 以下の被牽引自動車

7.9. 最小回転半径に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することがで きる.

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 最遠軸距が 5.0m 以下のもの

7.10. 連結車両総重量及び牽引重量計算書(第2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.11. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)

騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に〇印が付されているもの
- ③ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載したもの

7.12. 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ① 排出ガス試験の結果を表す書面
 - ② 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) にかかわらず、それぞれに掲げる書面が提示されていること。
 - ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれ

かの書面が提示されていること。

- ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上 の等価慣性重量の自動車が確認できる書面
- イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・ 装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの
- ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認 書(第5号様式)
- ② 平成30年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号 に対応する車両重量に7-58-1(2)③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の 車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを 確認できる書面
 - イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・ 装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの
 - ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認 書(第5号様式)
- (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合には、(1)及び(2)にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。

7.13. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第4号様式)
- (2) 本則 4-12-1 (1) に規定する書面
- (3) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。

(記載例) ・別表第1適用トラクタ

7.14. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている 原本であること

この場合において、第1号様式(その2)の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。

7.15. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書(第6-2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

7.16. 後退時車両直後確認装置の取付確認書(第6-3号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.17. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書(第 6-4 号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

- 7.18. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号) に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面
 - (1) 適切な書面が添付されていること。
 - (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

7.19. 連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.20. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等

試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

7.21. ガス容器等再試験結果証明書(審査事務規程様式 16)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。

7.22. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (2) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火 器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等 を指定することができる。

① 個別届出自動車

第8号様式、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

② 代表届出自動車

第9号様式 (その1及びその2)、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書(第1号様式(その1)) の写しを届出者に交付するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

- (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。
- (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

① 多仕様自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、第6-2号

様式を用いて改めて審査を実施するものとする。

- ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第6-2号様式の提出を求めるものとする。
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第6-2号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書(第7号様式)

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は 4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

附則 4

事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車(本要領 4. (5) の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更 検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保 安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げる ものをいう。

	区分	特定の
		被牽引自動車
新規	現検査等届出書 (第1号様式 (その1及びその2))	0
自動)車を特定する書面	0
	諸元表又は車両諸元要目表	0
	「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式	% 1
	外観図	0
	重量分布計算に関する書面	Δ
	最大安定傾斜角度に関する書面	Δ
	最小回転半径に関する書面	Δ
	技術基準等への適合性を証する書面	Δ
添	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※ 2
付	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※ 3
資	特種用途自動車の構造要件に関する書面	Δ
料	物品を積載する装置の構造に関する書面	0
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の	
	取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号) に基	\triangle
	づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	
	連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能	0
	な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	Δ
	その他書面	Δ

- 備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
 - (2) ※1 は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
 - (3) ※2 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印(理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。
 - この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。
 - (4) ※3 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若 しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び 反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○

印(技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。

- (5) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更したもの(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のあるものを除く。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (6) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要 等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複 するものを省略することができる。
- (7) 添付資料の詳細は、7. に規定する。

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))・・・1部
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))・・・・車台番号毎
- ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
- ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (3) 届出書等の提出は、原則として、事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (4) (3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、 到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。

なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。

また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2.(4)により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、 受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第7号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

- (1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別 表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとす
- (2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第11号様式)に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))

- (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。
- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。
- (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- ① 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
- ② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの
- ③ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の 類別区分番号を記載するもの
- (4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (5)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの()内に〇 印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)が明確に記載されていること。

ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3 (「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88 、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出に代えることができる。

この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置

② 多仕様自動車

共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置。

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

(記載例) アルミホイール化、タイヤインチアップ、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、スタンション(○本)取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設

(6) 物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。

(記載例) 物品を積載する装置の構造 (バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション (○本)型、船底型)

- (7) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
 - ① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。
 - ② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該 通知書等の番号が記載されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。

(記載例) ・フレーム短縮改造については「自○○第○○○号」による。

- ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出)
- ・フレーム延長改造については同時届出。
- ③ 本則 4-15(6)を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。
- (8) (4) から (7) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

- (2)「車体の塗色」及び「有効期限」欄の記載は任意とする。
- (3)「消音器・原動機等の改造 有・無」及び「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は不要とする。
- (4)「最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付」欄の有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいず れかが記載されていること。
- (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄の有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。
- (7) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

7.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。

なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの(国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。)が添付されていること。

なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表

(2) 多仕様自動車

共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。

(3) 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

7.5. 「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

7.6. 外観図

外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。

7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜 角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

7.8. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置)」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第4号様式)
- (2) 本則 4-12-1 (1) に規定する書面

7.9. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている 原本であること

この場合において、第1号様式(その2)の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。

7.10. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書(第6-2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

7.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合(冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。)
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合
- (2) 使用者の事業等に関する書面

予備検査の場合

7.12. 物品を積載する装置の構造に関する書面

外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。

なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。

- 7.13. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号) に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許 容限度に関する書面
- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
- 7.14. 連結検討書(第3号様式)、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.15. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等

試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。

7.16. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料(同別添第 5 号様式を除く。)の提出を求めるものとする。

この場合において、3.1.における添付資料と重複するものを省略することができる。

(3) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第8号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火 器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等 を 指定することができる。

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

- (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。
- (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

- ① 多仕様自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、附則 2 を 適用し改めて審査を実施するものとする。
- ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第6-2号様式の提出を求めるものとする。
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第 6-2 号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書(第7号様式)

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は 4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

第1号様式(その1)(別添2の5.関係)

新規検査							審査終了時 車絡	事前審査 管理番号		
予備検査						要	不要		受付印	
構造等変更検査										
			新	規 検	査 等	届出書	ŧ			
								年	月	日
独立行政法人自動	助車技術総	給合機構								
			殿							
届出者の氏	名又は	名称								
住		所								
連絡先(届出責	賃任者の氏	(名)								
電話	番	号								
型式・類別区分番号	<u>1.</u>									
事前審査管理番号										***************************************

事前審査管理番号			
多仕様自動車	出荷検査証 発行年月日 :	年	月 日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定	:	適合の確認()

当該型式・類別区分番号の打	指定自動車等に対して	て変更している自動車の構造・装置	
・構造・装置の変更有無	: 有(以下のとおり) ()・別紙のとおり ())・無 ()	
・騒音防止装置に係る構造	・装置の変更有無 :	: 有()・無()	

その他							
騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無	:	有()	/作動回転数	(rpm)・無 ()

備考 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。 なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に 基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)

(日本産業規格 A列4番)

第1号様式(その2) (別添2の5.関係)

新規検査等届出書

#	-	桂	北
奉	4	悁	靫

~	는 서가 IFI HK			
	諸元確認者の 氏名又は名称	(電話)	所在地	
	車名・型式		車台番号	
	種別・用途		車体形状	
J	動機	Two III E -		

偱

原動機の型式	総排気量又	はL	燃料の種類	
原期域の至八	定格出力	kW	がれていて 性対	

車両寸法

全 長	[] m	全 幅	m	全 高	m
荷台内法長さ	m	荷台内法幅	m	荷台内法高さ	m
ホイールベース			m	計算上ホイールベース	m
リヤ・オーバ・ハンク゛	m	限度	(m)	オフセット	m
同上[荷台内側]	m		$\leq 1/2 \cdot 11/20 \cdot 2/3$	計算上オフセット	m

荷重分布

기里기계										
	前	輪 (kg)		後	輪(kg)		合 氰	計 (kg)	車体の	の塗色
車両重量										
前2軸車の補正値	補正	()	補正	()	補正	()	
乗車定員名										
最大積載量										
車両総重量										
牛門心里里										
許容軸重限度										
百石和重队及									最大安定	傾斜角度
が タイヤサイズ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								_	≥ 25°	·30° ·35°
グイ () イバ 後									左	右
タイヤ推奨荷重									0	0
タイヤ負荷率		%	%		%	%	前輪不	苛重割合	%	≥ 20 %

有効期限 備考

消音器・原動機等の改造 有・無 燃料タンク 個 L L L L

最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付 有・無 第6-1号様式又は第6-2号様式添付 有・無

二次元コード 表示

保安用

二次元コード 表示

二次元コード 表示

二次元コード 表示

第2号様式 (別添2の5.関係)

連結車両総重量及び牽引重量計算書

- 1. 連結車両総重量 (GCW)
 - (1) 次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量 (GCW) を算出するものとする。
 - GCW $\leq 164.51 \times \text{kW} \{121 \times \text{PS}\} 1900$
 - GCW $\leq 4 \times Wd$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
Wd	: 牽引自動車の駆動軸重※2	kg
GCW	: 連結車両総重量※3	kg

- ※1 諸元表等の値をいう。
- ※2 積車時(第五輪荷重を負荷した状態)における軸重をいう。
- ※3 10kg 未満を切り捨てた値とする。
- (2) 最高速度が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両(被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。)にあっては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量(GCW)を算出するものとする。

• GCW
$$\leq (263.77 \times \text{kW}\{194 \times \text{PS}\} - 3040) \times \frac{50}{\text{Vmax}}$$

• GCW
$$\leq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
Vmax	: 牽引自動車の最高速度 (1km/h 未満は切捨てる。) ※1	km/h
Q	: 牽引自動車の原動機の最大トルク※1	N∙m
r	: 牽引自動車の最低変速段における全減速比※1	
R	: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径(動荷重半 径が定められているものにあってはその値)※1	m
GCW	: 連結車両総重量※2	kg

- ※1 諸元表等の値をいう。
- ※2 10kg 未満を切り捨てた値とする。
- 2. 牽引重量 (TC)

次の算式により牽引重量(TC)を算出するものとする。

• TC = GCW - (W - P)

W	: 牽引自動車の車両総重量	kg
P	: 牽引自動車の第五輪荷重	kg
TC	: 牽引自動車の牽引重量	kg

第3号様式(別添2の5.関係)

連結検討書

	牽引自動車		被牽引自動車		
車 名					
型式					
車体の形状					
車台番号					
適合しているブレーキシステム の基準 (いずれかにチェック) ※1		①細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は UN R13		①細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」又は UN R13	
(V-94000C) I) / NI		②上記以外		②上記以外	
連結時全高(mm)	A				A≦3800
前まわり半径 (mm)	В		b		B>b
すそまわり半径 (mm)	С		С		C < c
第五輪荷重、第五輪にかかる荷 重 (kg)	D		d		D≧d
車両総重量(kg)	Е		e		
連結車両総重量(GCW)(kg)	F				
今回の組合せの 連結車両総重量 (GCW) (kg)	G=	E+e-D			F≧G
連結時最大安定傾斜角度(°)	Н			Н≧35	
連結時最小回転半径(m)	J				J≦12
総合判定 (いずれかにチェック)			吉可能		

併せて次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 牽引自動車を特定する書面(自動車検査証等の写し等)
- (2) 牽引自動車の外観図
- (3) 被牽引自動車を特定する書面(自動車検査証等の写し等)
- (4) 被牽引自動車の外観図
- (5) 連結時最大安定傾斜角度に関する書面
- (6) 連結時最小回転半径に関する書面
- (7) 連結時主制動装置能力に関する書面

(※1において、牽引自動車又は被牽引自動車のいずれかが「②」に該当する場合に限る。)

(8) 連結時駐車制動装置能力に関する書面

(※1において、牽引自動車が「②」に該当する場合に限る。)

第4号様式(別添2の5.関係)

	_	年	月	日
	技術基準等適合証明書			
次の自動車は	、下記に掲げる技術基準等に適合していることを証明いたします。			
車名:	型式:			
	記			
■基準適合性	への検討概要			
注 1	: 別紙により記載することができる。			
■適合してい	る技術基準等			
注 2	: 協定規則の場合には、「UN-**/**」と記入する。			
注 3	: 細目告示別添技術基準の場合には、「細目告示別添 **」と記入する。			
注 4	: 上記以外の場合には、適切に記入する。			
注 5	: 記入項目欄は、必要に応じて追加してもよい。			
	自動車製作者の名称及び所在地 :			
	証明者の氏名 :		印	
	所属 :			

備考: 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

職名

第5号様式 (別添2の5.関係)

年	月	日
	/ 1	\vdash

完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の 重量増加に伴う排出ガス性能確認書

<u>車名:</u>	型式_	:	車台番号:		
1. 比較し	た指定自動車等又は-	一酸化炭素発散防止勢	是 置指定自動車		
車名	: £	型式:	最大の車	百両重量:	kg
—————————————————————————————————————	化炭素等発散防止装置	異の刑式・		型式指定番号:	
<u>H</u> Ø	[[[灰杂 寺光 耿冽正表]			至20日尼留 7 .	
2. 比較し	た試験自動車				
	験自動車				
	-	年 月	日 試驗宝施堪所:		
	車名:	型式:	<u>車台番号:</u>		
	原動機の型式:		変速機:	使用燃料:	
	試験モード:		試験時の車両重	量:	kg
○討	験成績(年規制)			
	排出ガス成分	排	出量	規制値	
	СО		g/km		g/km
	NMHC		g/km		g/km
	111111111		or /1-m		g/km
	NO x		g/km		
			g/km		g/km
	NOx		-		g/km 個/km
	NOx PM SPN		g/km		
3. 1.又は	NO x PM	性	g/km		
3. 1.又は	NOx PM SPN	性	g/km		
3. 1.又は	NOx PM SPN	性	g/km		
3. 1.又は	NOx PM SPN	性	g/km		
3. 1.又は	NOx PM SPN	性	g/km		

確認者の氏名

第6-1号様式 (別添2の5.関係)

			年	月	日
	灯火器等の取付装置の技術	 「基準適合宣言書			
次の自動車に備える灯火	器等は、細目告示別添 52 の技術基準	に適合していることを宣言いた「	します。		
車名:	型式:	車台番号:			
	理事長が指定する事業者の指定番号	±7 :			
	理事長が指定する事業者の名称	:			

理事長が指定する事業者の所在地 :

第 6-2 号様式	(別添:	2の5.	関係)
-----------	------	------	-----

車名: 型式:

年	月	日
	л	н

灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書

次の自動車に備える下記灯火器等は、細目告示別添 52、細目告示別添 53 又は UN R53 の技術基準等に適合しております。

<u>車台番号:</u>

にし思なが	二针铝光水池	二壮里	1								<u> </u>
灯火器及び反射器並びに指示装置 の取付装置に係るもの () は任意灯火等を示す。		下装直	衣臣	個別規定							
		-	一般 規定	取付	個数	幾何学 的視認	方向	電気	点灯操 作状態	その他	備考
		備付		位置		角		結線	表示装 置等	要件	
走行用前照	灯										
すれ違い用詞	前照灯										
(前部霧灯))	()									
(側方照射)	灯)	()									
後退灯											
	前面										
方向指示 器·非常点	側面前部										
滅表示灯	側面中央部										
	後面										
(補助方向	指示器)	()									
制動灯											
補助制動灯											
番号灯											
車幅灯											
尾灯											
(後部霧灯)		()									
(駐車灯)		()									
(前部上側)	端灯)	()									
(後部上側:	端灯)	()									
後部反射器											
前部反射器											
大型後部反射	射器										
	前部										
側方反射器	中央部										
тиг	後部										
側方灯											
(再帰反射	材)	()									
(配光可変	型前照灯)	()									
(緊急制動	表示灯)	()									
(車室外乗	降支援灯)	()									
(後面衝突	警告表示灯)	()									
(低速走行	時側方照射灯)	()									
(昼間走行)	灯)	()									

※該当若しくは確認したものには○を、該当しない若しくは確認不要のものには-を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地	:
確認者の氏名	:

第 6-3 号様式 (別添	20	D 5.	関係)
---------------	----	------	-----

後退時車両直後確認装置の取付確認書

次の自動車に備える後退時車両直後確認装置(カメラ及び画像表示装置に限る。) 1	は、	UN R158 の技術基準等の
適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。			

車名:	型式:	車台番号:

■カメラ取付位置の確認

カメラ型式等:

自動車製作者等が指定した取付範囲等	確認	備考
車両最大幅 (mm)		
上下取付角度(°)		
車両中心からの距離 (mm)		
車両後端からの距離 (mm)		
取付高さ (mm)		

[※]自動車製作者等が指定した取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置取付位置の確認

画像表示装置型式等:

自動車製作者等が指定した取	7付範囲	確認	備考
アイポイントから画像表示			
装置の中心までの距離(mm)			

[※]自動車製作者等が指定した取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認 欄に○を記入すること。

■UN R158の15.2.1. (a) 及び(b) の要件に影響がないことの確認

対象物	要件	確認	備考
第1列のテスト対象物	テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも1つの位置で 視認できること。		
第2列のテスト対象物及び 第3列のテスト対象物	テスト対象物全体が視認できること。		

[※]それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地	:		
確認者の氏名	:		

第6-4号様式 (別添2の5.関係)

_		
年	月	日
+	Л	Н

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書

次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術	基準」3.2.1.、
3.2.2.及び3.3.3.の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。	

車名:	型式:	車台番号:
後方視界看視装置の型式	计定番号:	-

■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認 (本則 6-108-2 (2) ⑥関係)

カメラ型式等:

<u> </u>			
取付範囲等	確	主認	備考
車両最大幅(mm)			
上下取付角度(゜)			
車両中心からの距離 (mm)			
車両後端からの距離 (mm)			
取付高さ (mm)			

※通知書に記載された取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に ○を記入すること。

■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認(本則6-108-2(2)⑥関係)

画像表示装置型式等:

取付範囲	確認	備考
アイポイントから画像表示		
装置の中心までの距離(mm)		

※通知書に記載された取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○ を記入すること。

■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に 影響がないことの確認(本則 6-108-2 (2) ⑦関係)

対象物	要件	確認	備考
第1列の試験対象物	試験対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15mの 領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視 認できること。		
第2列の試験対象物及び 第3列の試験対象物	試験対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地	:		
確認者の氏名			

第7号様式(別添2の5.関係)

:行政法人自動車技術総合	展	受 氏名又は名 ⁵	称)		年	月	B
			称)		年	月	П
	(届出者の)	氏名又は名え	称)		年	月	П
	(届出者の)	氏名又は名詞	称)				H
			1,1,7				
年 月	日は	こ提出したヿ	下記自動車の)	届出書等に [、]	ついて、取 ⁻	下げ致します	ト。
			記				
			,,,				
(1) 車名							
(2) 型式							
(3) 車台番号							
〔シリアル番号〕							
(4) 主な事由							
□ 車両故障のため							
□ 顧客との売買契	約破棄のた	め					
□ その他(

(日本産業規格 A列4番)

第8号様式(別添2の5.関係)

事前審査管理番号		新規検査 予備検査	起	案	年	月	目	妻云宏木扣业老	
		構造等変更検査	決	裁	年	月	目	書面審査担当者	
新規	検査	等届出書、自動	車を	特定する書面	面及び添	付資料0	をを	結果について	
所長 (課長)		次長		上席検査官		主席検	査官	検査官	
				伺					
								づき、下記の者から提 書面審査が終了した本	
		査を実施すること					J -> C \		•/Ш
	1			記					
届 出 者									
車名		型式				車台	計 番	号	
+ \/. +1 1 1.	- I.L. 3).	VI-La IIII			-	hante tit. Zhe	+++ Nife Inte	_
<u> </u>	き施 し	た自動車の構造・	装置				当技術	基準等 	
見車審査における	指示	:事項							
自動車検査証の備	指考欄	入力事項							
19	• 1141								
Λ → Δh → Δh	n ++ ~	-							
検査終了後の処理 職 権 打 刻	書項			4	丁刻位置			検査終了年月日	
	·	打刻番号	· 	t	1夕川山直			恢宜於] 平月日	
車 台	<u> </u> 		ļ					年 月	E
原 動 機									

第9号様式(その1)(別添2の5.関係)

第3号WA (その1)(5	リがとりり、対所	<u>' </u>							
事前審査管理番号			案	年	月	目	妻子安木扣业本		
		決	裁	年	月	日	書面審査担当者		
新規検査等	届出書、自勇	加車を	特定する書	「面及び添	付資料の	審査維	吉果について		
	[代表届出自動車]								
所長 (課長)	次長		上席検査官		主席検査	館	検査官		
			伺						
標記について、審査事									
された届出書等の内容を							書面審査が終了し	ンた本届 	
出書等の一式を共有ネッ	トワークサーバ	に登鉤	対ることと 記	してよろし	ハか何り。				
			品						
届出者									
車 名									
型式・類別 (又は車両識別記号)									
附則2の3.2.(2)後 段の規定を適用して いる自動車の型式									
車 台 番 号									
審査結果概要等	第9号様式(その 2)	による						
備 考									

第9号様式(その2)(別添2の5.関係)

事前審査管理番号		決裁	年	月	日
届出者					
車 名	型式・類別(又は車両識別記号)	附則2の3.2. (2) 後段の	D規定を適用	している」	自動車の型式

事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等
(注:特種用途自動車の構造要件等も記載すること)	(注:協定規則は「UN-**/**」と記載)
現車審査における指示事項	確認を要する添付資料

(例:添付資料3ページ) 自動車検査証の備考欄入力事項 (注:網羅的に記載するよう留意すること)

その他
(注:改造自動車審査結果通知書番号等を記載すること)

第 10-1 号様式 (別添 2 の 5. 関係)

自動車検査証の備考欄入力事項(トラクタ)

コード			入力事項			確認欄		
	使用車種規制(NOx	・PM) 適合						
	平成13年騒音規制車	£ 99 (dB)						
920	燃料タンク	個	L	L				
	速度抑制装置付							
6 3 0	保安基準第4条の2の)告示で定める	ものに適合					
6 4 6	最大積載量欄中括弧内 は車両総重量を示す。	対は第五輪荷重	を、括弧外はけん引	重量を示し、車	両総重量欄中括弧内			
	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内 は車両総重量を示す。 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、 それぞれ kg 及び kg とする。							
	最大積載量欄中括弧内 は車両総重量を示す。 連結部移動量 (第五輪荷重の範囲は けん引重量の範囲は、	内は第五輪荷重	を、括弧外はけん引 〜 kg 〜 kg 〜	mm) に応り				
104	けん引できる被けん引	車は、「重量税	課税対象車」に限る					
	NOx・PM不適合							
	自 第	号	年	月	日			
		[0497]	車枠	[1000]	緩衝装置	-		
		[0498]	車体	[1100]	走行装置	1		
	北海内穴	[0397]	原動機	[1598]	連結装置			
	改造内容	[0398]	動力伝達装置	[1200]	燃料装置			
		[0800]	制動装置	電気装置				
		[0900]	操縦装置					
						<u> </u>		

第 10-2 号様式 (別添 2 の 5. 関係)

自動車検査証の備考欄入力事項(トレーラ)

コード	入力事項		確認欄
	第五輪荷重	kg以上	
	基準内時の第五輪荷重	kg以上、	
	基準緩和時の第五輪荷重	kg 以上とする。	
631	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(バン型)	
6 3 2	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(タンク型)	
6 3 3	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(幌枠型)	
6 3 4	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(コンテナ型)	
6 3 5	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(自動車運搬型)	
636	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(煽型)	
637	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(船底型)	
639	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(スタンション(4本)型)	
6 4 0	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(スタンション(6本)型)	
6 4 1	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(スタンション(8本)型)	
6 4 2	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(スタンション(10本)型)	
6 4 3	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合	(スタンション(12本)型)	
6 4 5	連結車の組合せによっては本車両に指定された最大積 ができない場合があります。	載量で特殊車両通行許可を受けること	
6 4 7	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能 量及び車両総重量をそれぞれ示す。	な単体物品を輸送する場合の最大積載	
6 4 8	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特 大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	区内において物品を輸送する場合の最	
6 4 9	最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改 の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。 最大積載量欄及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不 積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。		

6 5 0	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総 重量をそれぞれ示す。								
	車軸自動昇降装 前前軸重		車、車軸下降時 kg、後前軸重	寺	kg、後	後後軸重	Ī	kg	
	緩和事項 制限事項	第	号		年		月	Ħ	
	基準緩和の期限		年	月		日			
	品	名		容 積	(L)			比 重	
103	積載の組み合わ	せにつ	いては、設置割	午可書によ	る				
	重量税課税対象車								
100	積載物は、土砂等以外のものとする								
	自	第	号		年		月	Ħ	
			[0497]	車枠		[1000]	緩衝装置	
	改造内容		[0498]	車体		[1100]	走行装置	
	2/4FL1/4F		[0800]	制動装置		[1598]	連結装置	
			[0900]	操縦装置					

第 10-3 号様式 (別添 2 の 5. 関係)

自動車検査証の備考欄入力事項(牽引自動車又は被牽引自動車)

車 名	型式	確認欄

第11号様式 (別添2の附則2、附則3及び附則4の6.関係)

補正指示記録表

指示日	指 示 内 容	完了日

別表第1 (別添2の5.関係)

細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表

指定自動車等

車名	型式							
いすゞ	KC-EXD52D2	KC-EXD52E2	KC-EXD82D2	KC-EXD82E2	KL-EXD52D3			
	KL-EXD52E3	KL-EXD74D3	PJ-EXD52D6	PJ-EXD52E6	PJ-EXD52G6			
	PDG-EXD52D8	PDG-EXD52E8	PDG-EXD52G8	PKG-EXD52D8	PKG-EXD52E8			
	PKG-EXD52G8	LKG-EXD52AD	LKG-EXD52AE	LKG-EXD52AG	QKG-EXD52AD			
	QKG-EXD52AE	QKG-EXD52AG						
UDトラックス	KL-CK482BAT	KL-CK482DAT	KL-CK542BAT	KL-CK552BAT	KL-CK632BAT			
(旧ニッサンデ	ADG-GK4XAB	ADG-GK4XAD	AKG-GK4XAB	AKG-GK4XAD	PKG-GK4XAB			
ィーゼル)	PKG-GK4XAD	LKG-GK5XAB	LKG-GK5XAD	LKG-GK6XAB	LKG-GK6XAD			
	QKG-GK5XAB	QKG-GK5XAD	QKG-GK6XAB	QKG-GK6XAD	QPG-GK5XAB			
	QPG-GK5XAD							
日野	KL-SH1FDGG	KL-SH1FFGG	KL-SH1FGGG	KL-SH1KDGG	KL-SH1KFGG			
	KL-SH1KGGG	KL-SH4FDGG	KL-SH4FFGG	KL-SH4FGGG	KL-SHD1EAG			
	KL-SHD1FAG	KS-SH1EDJG	KS-SH1EDJJ	KS-SH1EFJG	PK-SH1EDJG			
	PK-SH1EDJJ	PK-SH1EFJG	PK-SHD1EBG	PK-SHD1FBG	ADG-SH1EDXG			
	ADG-SH1EDXJ	ADG-SH1EFXG	BDG-SH1EDXG	BDG-SH1EDXJ	BDG-SH1EFXG			
	BKG-SH1EDXG	BKG-SH1EDXJ	BKG-SH1EFXG	BKG-SHD2EAG	BKG-SHD2FAG			
	LKG-SH1EDAG	LKG-SH1EDAJ	LKG-SH1EEAG	LKG-SH1EGAG	LKG-SH1EGAJ			
	QKG-SH1EDAG	QKG-SH1EDAJ	QKG-SH1EEAG	QKG-SH1EGAG	QKG-SH1EGAJ			
	QPG-SH1EDDG	QPG-SH1EDDJ	QPG-SH1EEDG	QPG-SH1EGDG	QPG-SH1EGDJ			
三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR			
	PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR	BDG-FP54JER **1			
	BDG-FP55JDR	BDG-FP55JER **1	BKG-FP54JDR	BKG-FP54JER %1	LKG-FP54VDR			
	LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER			
	QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER						
ボルボ	PJ-F2TCA1	PK-F2TCA1	BKG-B2TCA1	BKG-B2TEA1	BKG-B2TDA1			
	LKG-H2TDA1	LKG-H2TEA1	LKG-M2TDA1	LKG-M2TEA1	QKG-H2TDA1			
	QKG-H2TEA1	QKG-M2TDA1	QKG-M2TEA1					
メルセデス・ベ	KS-9X436	KS-9X441	KS-9X444	KS-9X446				
ンツ								
スカニア	LDG-LA4X2MEBD	LDG-LA4X2MNAC						

^{※1} 後輪主ばね寸法:250×271-2、220×277-2に限る。

並行輸入自動車

			後軸緩衝装置の構造諸元			
車名	販売名称	軸距	懸架	ばね形式	主ばね寸法	ショックアフ゛ソ
			方式	12/12/1720	工13/18 712	-バ形式
ボルボ	FH12	3.200m	車軸式	円形スリーブ空	285×268-2、	筒型
	FM12			気ばね	$240 \times 268 - 2$	複動式
		3.300m	車軸式	円形スリーブ空	285×268-2、	筒型
				気ばね	$240 \times 268 - 2$	複動式
		3.500m	車軸式	円形スリーブ空	285×268-2、	筒型
				気ばね	$240 \times 268 - 2$	複動式
スカニア	R450LA4X2MNA	3.300m	車軸式	円形スリーブ空	空気ばね:340×406-2	筒型

	R490LA4X2MNA			気ばね及び 1/4	板ばね:610×100 (47	複動式
	R 100EM INZMINI			精円板ばね	及び 44) -2	100000
				作的似はは	及い44) -2	
	R450LA4X2MEB	3.550m	車軸式	円形スリーブ空	空気ばね:340×343-2	筒型
	R490LA4X2MEB	3.550m		気ばね及び 1/4	板ばね:714×100(47	複動式
		又は		楕円板ばね	及び44) -2	
		3.700m				
メルセデス・ベ	ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空	$340 \times 260 - 2$	筒型
ンツ				気ばね		複動式
	ACTROS 1836LS	3.300m	車軸式	円形スリーブ空	$340 \times 280 - 2$	筒型
	ACTROS 1841LS			気ばね		複動式
	ACTROS 1843LS					
	ACTROS 1844LS					
	ACTROS 1854LS					
	ACTROS 1843LS	3.600m	車軸式	円形スリーブ空	340×280-2	筒型
	ACTROS 1846LS			気ばね		複動式
	ACTROS 1840LS	3.300m	車軸式	円形スリーブ空	275×282-4	筒型
	ACTROS 1840LSNR			気ばね		複動式